

平成23年度第2回大阪市地域包括支援センター運営協議会 会議録

議題1) 委託期間満了法人の再選定の方法について

事務局より、資料 「委託期間満了法人の再選定の方法について(案)」により説明

委員長

来年、委託の期間が満了して、新たな再選定をしなければならない。その基準について原案をご提示いただきましたけれども、いかがでしょうか。何かご質問なり、ご意見ございませんでしょうか。

委員

継続性の観点と新規参入ということもなくなるというふうにバランスをとるということをご検討されたんだと思うんですけども、ちょっと確認したいんですけども、新たに公募される場所は100点満点ということなんですけれども、既存のところは加点と減点になっているんですけども、ベースは同じ100点満点もあるんですか、下に。加点する前とか、減点する前に。

事務局

ベースは100点なんですけれども、実績の評価で最大12点加点になる場合もありますけれども、8点減点になる場合もあるということです。

委員

その際なんですけれども、加点が1点でもあったら、もうそれは新規のところに応募されても意味がないのと違いますか。と言ったらおかしいんですけども、少しでもプラス要素があればもう既存価値ですよね。それでも公募することがどうなんかなと思うのと、それであればもう少し事前のところの評価して、これ公募してもやっぱり既存というのが確定しているのであれば、継続性ということも含めて、このルールでやるのなら要は新規参入のところは勝てない中で公募してどうなるのかなというようなことがちょっと気にはなるんですけども。

事務局

加点をしたとしても、決して新規参入の方が勝てないということはないというふうに考えております。

委員

じゃ、点数以外の評価軸というのはあるんですか。例えば、加点がそれこそ5点でもいいです、105点と、新規のところは100点満点だったけれども、やっぱりそれ以外に105点だけでも、違う評価軸によって新規のほうが選ばれるということはあるんですか。

事務局

新規のところにつきましてはプレゼンテーション、それから応募書類、その書類の審査を

含めまして、実際に選定委員会の席に法人の方に来ていただきまして面接もさせていただいていますので、そういった総合評価の中で採点をしていくということになりますので、これまでの現法人が実績を伴うところで加点になったとしても、それは最終、総合的な評価での審査になってくると思っております。

委員

余り長くなるので、最後にもう一回だけ確認。そしたら、書類審査で100点があって、それ以外にプレゼンなり何なりの評価があってという、その部分、それがあるということでいいんですか。

事務局

いえ、プレゼンテーションを含めて、総合点100点ということです。

委員

つまり、我々100点満点を構成する採点項目はわかるんですわ。だからいいじゃないかと。この意味は、加点・減点というのは過去の評価であって、これからの事業計画についてはそれぞれ100点ずつの満点で構成するということでもいいんですか。つまり、100点満点とされている100点の採点項目の中身が示されていないから、何のことかわからへんです。

委員長

そういうことね。事務局のほうから少し説明をしていただけますか。

事務局

はい。今回、初めて再選定を行うことになっておりますので、応募書類につきましても、現受託法人の応募書類と新規の法人の応募書類にはちょっと差をつけようと思っております。ですので、書いていただく中身につきまして、新規の法人と同じ、例えば運営方針等を書いていただくとしましても、現受託法人につきましては、これまでの取り組みと自己評価というのを必ず書いていただこうと思っております。ですので、そのあたりを総合的に審査の対象にしていきたいということで考えております。

委員長

今出ているように、要するに100点満点の項目を先に話をいただいて、それに追加してこうなっているという話でしていただくと、もう少しわかりやすいということで。

事務局

ちょっと説明不足で申しわけございません。

まず、100点の内容でございますけれども、まず法人に関する事項といたしまして、こと細かく5点とか10点とかいろいろ挙げているものがございますけれども、大きく言いますと、法人として安定した運営を行えるかどうか。それから、法人として社会的責任を果たしているかどうかということで、5点とか10点等を積み重ねて大体20点ということになっております。

それから、包括のセンターの運営に関するということで、その運営をする体制整備が整っているかどうか。それから、そういう利用者に配慮したスペースがあるかどうかとか、いろ

んな形でそれも合計して30点。項目的にはもう少しかなりありますけれども。

それから、事業計画ということでございます。これは実効性のある適正な事業計画が立てられているか。その中で、業務実施計画とその具体性はどうかというようなことも踏まえまして、また啓発活動、地域への活動も踏まえまして、それが合計で50点ということでございます。

これらを総合して100点、かなりもう少し細かい項目がございます。

その中で、それ以外に今回新たにそういう加点・減点の3年間の実績を踏まえてやるほうがいいのではないかとということでご提案をさせていただいたということでございます。

委員長

よろしいでしょうか。

これ、ちょっと気になるのが、最大8点の減点じゃなくて、7点の減点なんじゃないですか。下が1点だから。

事務局

そういうことです、申しわけありません説明不足で。今申し上げましたように、運営体制は8項目ですから、マイナス1点で8点です。ただし、2項目めのアンケートの分が、これが0点ということではございませんので、最小がプラス1点ということになっておりますので、この1項目・2項目両方合計をいたしますと、委員長おっしゃるようにマイナス7点ということでございます。

委員長

よろしいですか。

ほかに何か、これについてどうでしょうか。前回は何かやっぱりうまくやれているところは継続することないじゃないかと。せっかくお金を投入してきて、ゼロに戻すというのいかなものかと。しかし、じゃあ評価だけでうまくいけるから、こうじゃないかとするのも大変競争原理というか、あるいは新規参入を拒むことになるので、一定まずはもうここがやっているんだったら、うちは出せないわということを確認をします。それでもやっぱり出てくるということは、少しやっぱり競争してもらわないとしょうがないと。しかし、その競争のときには、やっぱり実績をどう見るかというのも少し入れて、合計点が112点になる場合と、93点になる場合があると。一方は100点だと。こういうことで評価をさせていただいたらどうかということの提案なんですけど、いかがでしょうか。実績があるということで、その実績で出てきていい部分、これは非常にベーシックなことなんですね。余り差が出ないと思うんですが、ベーシックな部分がやられていなかったら点は引かせていただくということにさせていただきたいということですが、よろしいでしょうか。

1点気になるのは、23年度の実績というのは出てくるんですか、10月に。

事務局

はい。この夏に全箇所を回らせていただいていますので、実態確認の結果は出ます。

委員長

23年度じゃないでしょう。23年実績、中間実績。

事務局

はい、そうです。23年の中間実績を。

委員

加算・減算の考え方はいいと思うんですけども、業務別取り組み等で加算の対象になり得るといことなんですが、大阪市としては地域包括支援センターの業務に関して重みづけをしているのか。訪問相談をものすごくきっちりやってくれることはいいと思っておられるのか、包括ネットワーク構築をしっかりとってほしいというふうに思っておられるのか、そのところで加算の項目が同じ点数でいいのかどうかという部分等もあると思うんですね。だから、大阪市としては、委託される地域包括に3つの主な事業プラスとありますけれども、何を一番してほしいのかという部分のところなんかは加味されないで、すべてプラスであれば一番いいわけですけども、なかなかそういうのも難しいと思いますし、日常生活圏で高齢者2万人以下のところの部分においていくということに関して言うと、非常に地域特性を踏まえた地域包括ケアをやってほしいなというふうに、総合的に言えば大阪市さんのほうはそうおっしゃると思うんですね。そのところで、この部分に関しては重みづけみたいなものはなしで、同じような感じで加算するというような考えで、今回、再選定の方向へ行くというふうに考えたらいいんですか。重みづけはやっぱりしたほうがいいということですか。

事務局

今回は、項目によって点数を高くする、低くするということは考えておりませんが、これは今後の評価の仕組みにもかかわってくることで、評価の仕組みの基準づくりというところで、ちょっと今後の課題とさせていただきたいなというふうに考えております。

委員

基本的に、事業の何をやっぱりポイントとしたいと思っておられるのか。今から検討するというのはわかるんですけども、今私が言いましたように、地域特性を踏まえた部分に関しては、どのように。

事務局

今後、検討していくということで申し上げましたけれども、やはり一番基礎となりますのは、やっぱり包括を基本的な、これは全国統一の活動になっております。ただ、大阪市の場合は、その地域包括の支援センターをいろいろな形で今後は活用していきたい、地域特性も生かして地元で根差したような活動をしていただきたいということもございますので、今回はとりあえず、私ども検討させていただいた案としてこれを出させていただきましたけれども、今後は当然、ネットワークでありますとか、それからいろんな団体との連絡調整、そういうものも非常に大事な部分を占めてくると考えておまして、それは今後のこの評価の仕組みの中に検討をしていきたいというふうに考えております。

委員長

ほかにいかがでしょうか。

それじゃ、試行錯誤の部分もあるのだらうと思いますが、今回はこういうような基準で進めさせていただくということによろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、次の課題2でございますが、地域包括支援センターの委託期間について、事務局からご説明をお願いいたします。

議題2) 地域包括支援センターの委託期間について

事務局より、資料 「地域包括支援センターの委託期間について(案)」により説明

委員長

ということで、区レベルで選定の時期を最終的に合わせたいということで、今までは3年ですから、その3年という契約を戻すわけではなくて、今から選ぶ法人については当然、4年お願いしますとか、そういう話をしてやっていきたいと。5年お願いをすることもあり得るとということで、従来の3年についてはそのままいくんですが、ことしから新たに選定をするところから4年お願いします、3年お願いします、5年ということもあり得ると、こういう形で各区レベルでの選定を統一したいと、こういうことでございます。いかがでしょうか。

委員

これはやっぱり一応指定管理者だから、そういうことなんですか。

事務局

これは指定管理ということではなくて、公募による業務委託です。

委員

あっ、業務委託ですか。

委員長

よろしいですか。

こんなことは起こり得ないかと思うんですが、ぜひご検討いただきたいと思うのは、1区がすべて変わることもあり得るわけですが、ある意味では、そういう意味では、逆に混乱しないかというようなこともありますね。だから、逆に言えば、一定継続しているという中で一部が修正されるという本来の姿であれば、非常に健全な姿なんですが、3つとも入れかわったとか、そういうようなことが起こると大変なので、これは逆に言えば、地域包括支援センターがやっぱり健全に機能していると、こういう前提の中での議論だったということで、行政としてはきちっと、行政の責任ですから、うまく機能して、本当はもう変わらなくてもいいような状態になっているなという、そういう姿をつくり上げていくというモデルだという

ことをぜひご理解いただきたいと思いますが、よろしく。

事務局

はい。日ごろから助言であるとか、指導であるとか、評価の仕組みを活用しながら、一定の水準が保てるように努めてまいりたいと思います。

委員長

ほかにございませんでしょうか。

委員

この委託期間の変更に関して、区社協包括に関しては触れられていないんですけれども、区社協包括に関しては、この部分で言うところのどのように取り組まれていく可能性があるんですか。もうずっと区社協包括はこういうような、そのエリアで公募せずに、ずっといくのか。

事務局

今現在、区社協の包括につきましては、1年の特名随契ということで委託契約をいたしております。実はその他の項目で少しご報告もさせていただこうとは思ったんですけれども、実は今年、市政改革特別委員会という大阪市の市議会でございますけれども、その中で、例えば競争性のない委託契約ということについては、これは見直すべきだというような話もございまして、今後は、今、区の社会福祉協議会が担っております地域包括支援センターにつきましても、将来的にはこういう公募の方向で今後はやはり検討していきたいというふうには考えてございます。

委員

まだこの図に落とし込めるだけのところまでは、実際は。

事務局

はい。まだ、いつからどういうふうにするかというのは今検討中ございまして、今後検討していくということでございまして、本日ここでお示しできるだけの検討結果は出ておりません。

委員

了解しました。

委員長

それでよろしいでしょうか。

将来的には全部の地域包括を合わせた形で一定のときにやれるような方向で進めていくと。ただ、区社協については今検討中だと、そういうことでございますが、よろしいでしょうか。

それじゃ、2点目の委託期間についてお認めいただくということでよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、議題3に入らせていただきますが、平成24年度における地域包括支援センターの増設について、事務局からご説明をお願いします。

議題3)平成24年度における地域包括支援センターの増設について

事務局より、資料「平成24年度における地域包括支援センターの増設について(案)」により説明

委員長

どうもありがとうございました。

今年が最終年で、一定すべてカバーできるようにということで、今回、11区12圏域の地域包括支援センターを新たに増設するというごさいます。いかがでしょうか、何かご質問なりご意見ごさいますか。

委員

今の資料の1ページ、2のところ、応募対象の中に公益財団、公益社団が入っていないのは、何か理由がありましたでしょうか。という声がちょっと要望でね。もう一つは、圏域名で、北部とか、中央区というの、北部は旧東区ですか。

事務局

これはあくまでも仮称ですので、法人が決定する段階では、もう一度区のほうと名称につきましては協議をさせていただきます。

それと運営法人につきましては、今のところ介護保険法に規定されている法人でやっていきたいというふうにごさいます。

委員

公益財団は入っていないんですか。

そういうのはあるんですか。特殊なのは排除するというのは、逆ならわかりますけれどもね。一般社団、一般財団は法人じゃないから。不思議ですよね。

委員長

それは調べておいて。

随分これについては議論した。株式会社を入れるかどうかというのは随分議論したんですね。それについては一定当分の間は、株式会社には少し、論理的に言えば、入れてもおかしくないという、介護保険の議論からするとあるんだけど、それについては一定当分の間は、これだけの法人でやろうということになっていたんですが、内容、いかがですか。

委員長

よろしいですか。

それでは、ほかに何かご意見ごさいますか。

委員

大阪市の介護保険事業計画であるとか、計画ですね、または地域包括支援システムの中に、こういう地域包括支援センターというのをどう位置づけておられるかというのをちょっと教えてほしい。

事務局

前回の協議会の中でも、包括支援センターに関するご意見、それから質の担保、それからケアシステムの位置づけのこと等につきまして、いろいろとご意見をいただいております。こういったことにつきましては、今年度高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の策定を進めておりますので、引き続き議論をさせていただきまして、その計画の中にもちょっと書き込んでいきたいと思っております。特に地域包括ケアということにつきましては、地域福祉計画というのも今年度策定の年になっておりますので、そちらとの整合性も図っていかないといけないと思っておりますけれども、今日の段階では、まだこのようなところまではちょっとご提案ができる状況になっておりません。

事務局

今のことにちょっとつけ足しをさせていただきますと、ちょうど今申し上げましたように、高齢者の福祉計画、介護保険計画、これが来年度から3年間の計画を今策定中と。それから保健福祉計画、これも来年度から始めると。障がい者の関係も来年度から。当然、それらの整合性をとった、大阪市はやはり一つでございますので、それらのセクションがばらばらではなくして、連携もとりながらやっていかなければならんとは思っております。その中で、地域包括ケアシステムであるとか、先ほど一定の地域包括支援センターの整備と言いましたけれども、まだ地域の特性でありますとか、人口動態でありますとか、今後包括を設置しなければいけないところもやはり数カ所、私は出てくると思っておりますので、それらも踏まえまして今検討しておりますので、本日その大きな意味での分はどうかということは申し上げられませんが、ただ、地域包括支援センターはそれぞれの身近なところで一番そうやっていきやすい、中心的になるような位置づけになるのではないかとこのように考えております。

委員

地域包括ケアだけではなくて、今みたいに単なる地域福祉の推進の一つのワンステップであるとか、地域のネットワークの中核、コアとして位置づけたと。これお願いなんですけれども、先ほども部長のほうから、例えば区社協の地域包括の随契がと。そうしたときに、例えば行政との情報交換であるとか、区内の地域包括をどうまとめていくかと。これだけ地域包括が増えてきたら、次考えんといかんのは、対象者がもしかしたら高齢だけではなく、障がい等、そうしたときの体制強化と、それから質の担保ですよね。それともう一つは、今言った行政の、大阪市なわけですから、ところが、前もあったように、地域包括の知名度が低いというのは、現場ですごく感じているのは、区役所職員が非常に、地域包括というのは社協なり委託先業務だという認識があるんですね。だから、そこら辺を区の中にきっちり、地域包括というのはそうじゃないよと。障がい、高齢も含めて、これは行政責任やという、そこら辺の仕組みをぜひ、せっかく進めてきたわけですから考えていただきたいと思えます。

委員長

はい、どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょう。

ちょっと確認ですが、1ページの委託期間は、今回の12法人は4年と3年でいいんですね。5年はないんですね。

事務局

これ新規のところは、たまたまちょっと区の状況で3年か4年になりますけれども、再公募する圏域で5年が出てくると思っておりまして、こちらには3年と4年と書かせていただきました。

委員長

ほかにいかがですか。

委員

平成21年からあるんですね。3ページを見ていただいて、例えば平野の加美はランチ0ですね。阿倍野区のほうはランチ1。ランチのあるなしで、地域包括の事業を展開する上においてマイナスになるとか、プラスになるとかというのは行政としてどうなんですか。やはりこの中学校区にはランチのこれがあるということになると、そのランチさんが以前からのつき合いもあるやろしというようなことで遠慮されたりするということがあるのか。いや、そんなことはない、ランチを束ねて、その圏域で包括がきっちりできる。丸っきりランチのないところは、本当にやりやすいのか。ちょっとランチがあるなしで、意見とか何か出ていれば教えていただきたいんですが。

事務局

実際に高齢者人口1万人に1カ所程度というふうに整備は進めておりますけれども、人口にも少しばらつきが出ておりますし、実際に大きな区であれば、中学校区を2つぐらい束ねている圏域というのも出ておりますし、小さなところでは、1中学校区というふうな圏域もあります。そうしますと、やはり複数の中学校区を束ねている圏域であれば、やはり圏域的にランチがあって、一定その中学校区を担当するところがあるというのはいいことではないかなというふうには考えております。

ただ、本当ランチのあり方につきましては、この間増設をしてきている包括の状況、それから取り組み状況を検証しながら、あり方をちょっと検討していくということになっておりますので、いろいろな状況を聞きながら、この協議会のほうで改めてあり方につきましてご議論いただきたいなというふうに現段階では考えております。

委員長

大変重要な課題だと思うのは、地域包括支援センターができて、それをサポートするということが、在宅介護支援センターがランチとして機能するというふうなこういう形を今とっているわけですが、本当に2中学校区というのは当然そこには想定されていて、1中学校区の総合相談みたいのところをカバーしたり、役割分担がきれいにできているのかどうか。逆に今おっしゃっているように、あることによってお互いが遠慮し合ったりということで、お金をかけているわけですから、地域包括、ランチにも。それなりの効果があるというこ

とを見せない限りはいかんでありますね。そこはやっぱり一度実態として検証していただくという作業もやっていただけたらいかかと思うんですが、その中でやっぱりランチが大事だということであれば、非常に意義がある位置づけとして、その機能を強化させていければいいんだろうと思いますので、ぜひよろしくお願いたします。

それでは、第3番目の増設予定区でございますが、予定11区の12圏域についてお認めをさせていただいてよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

ただ、先ほど委員から出ていたように、一応完成はしたんですが、やはり今回の地域包括ケアを考えると、地域包括支援センターがやっぱり要になるんだろうと思うんですね。その機能というのは、やはり今回の法改正でも連携の議論が出ていたりしておりますから、あるいは介護予防についても、恐らく十分機能を低下させてケアマネに移行していくという方向がとられていくんだろうと思いますので、ぜひ大阪市としての方向を、これは法改正にも書いてあったと思うんですが、保険者が責任を持って委託をせよということがございますので、ぜひ介護保険事業計画だけではなくて、大阪市として地域包括はこういう方向でやっていくんだということを明確に、地域包括支援事業が4種類あるわけですが、一体どこにウエートを置いていくのか、あるいはウエートだけではなくて、そのベースに何をやるのかということをきちっと方向づけを示して、地域包括をお願いをしていくということをお願いしておきたいというふうに思いますが、それではほかにその他事項について事務局いかがでしょうか。

事務局

前回もちょっとご質問いただいて、一つの区の中に複数の包括支援センターが入っているということで、複数のセンターの取りまとめですとか、それぞれの圏域の中の課題を区の課題として吸い上げていくという、そういった役割をすることで必要ではないかなというふうに思っております。今まで以上に区と包括支援センターの連携を強化していく必要があるというふうに考えております。先ほどちょっと本市保健師の引き上げの問題も出ておりましたけれども、そういった役割を果たすためには、区の体制強化というのも一定考えていかなければいけないというふうに思っておりますので、包括につきまして、区のほうのまた担当部署にそういった人材を配置するというにつきましても検討をしてみたいというふうに考えております。

委員

今のことに関連して。ここの選定の部分、圏域で選ばれることができなかったというときには、区社協包括が行うと書かれていますね。区社協包括は今おっしゃられたように、包括支援担当課長がいなくなるというような、計画に基づいて、そういう方向に行くということになって、圏域がないというところで引き上げていくというような状況なので、人員が物すごく少ない区社協に、そういうことをさせるということが起こり得るじゃないですか。今おっしゃられたように、人員をきちり配置して、よりよい地域包括支援センターにもっていくというふうにおっしゃっていますよね。ひょっとして、この選定部会で選ばれなかったと

き、区社協が平成24年度に肩がわりしている、その部分を担うというようなことになったときに、何か非常に恐ろしいことが起こるような気がするんですが、人間的にも少なくなつて。そのところに関しては、どのように対処されるおつもりですか。

事務局

引き上げになったとしまして、基本的な人員配置というのは守られていくという中で、なかなか厳しい状況ではないかというご指摘かなというふうに思うんですけども、ただ、この間、今の圏域につきましては守ってきていただいたという一定の実績はありますので、そういうことのないように今はちょっと願うばかりなんですけれども。

事務局

今、ご質問のございました件につきまして、確かに圏域にどこも受けるところがないといった場合は、当然、区の社会福祉協議会にお願いをして見ていただくと。将来的にそういうような心配されているように、区社協が競争性の公募のときに、もし今の圏域自体も落ちてしまった、それも変わって、次の違う区内の圏域のところ空白が出た、そこは区社協が担えるのかどうかと、そういう問題もあって。私どもが今、ここで、そうしたら今の圏域で全く包括が出てこない、手を挙げるところがないといった場合にどうするかというのは、現実問題としては、もう実際のところは区の社会福祉協議会なり、市の社会福祉協議会にお願いをしてやるしか方法は今のところはやっぱりないと思います。ただ、区社協も市社協さんも当然それなりの自負を持ってそういうところに参加されるでしょうし、先ほど言いました保健師さんを大阪市として今後引き上げていくと。これはオール大阪の人事配置、職員の採用状況等も見ながらの大きな話になりますけれども、当然、私どもの健康福祉局といたしましては、保健福祉センターの体制強化と、大きな話になりますけれども、やはりそこにつながってまいります。ただ単に引き上げた保健師さんを区役所なりどこかに転用するというのではなくして、今の各区の保健福祉センターの状況なんかを見ますと、やはりどうしても福祉保健に対する機能強化を必要とされておりますので、そういうところで活用するというところで、例えば高齢者、障がい者の虐待関係でありますとか、今の包括、区内の包括、本来はこれは市町村がやるべきことを委託してやっているわけですから、自負を持って区のほうを率先してその辺の調整もやっていくというふうな形にもっていきたいと思います。お答えにはなっていないかもしれませんが、そういう圏域が出たときには、今現在考えられるのは、市の社協なり区社協にお願いするというのと同時に、区の保健福祉センターの強化について、私ども局としては一生懸命これからやっていきたいというふうに考えております。

委員

他の委員もおっしゃっていましたが、基本的に区役所、保健福祉センターというところは、私がかかわっていたりしているんですけども、やはり介護保険が発足してから、やはり地域に根差したという部分が非常にトーンダウンしてしまうんですね。今おっしゃられたように、今度、介護保険法の改正で地域包括が出てきたことによって、またトーンダウンしてしまっているという状況で、保健福祉センターの、あるいは区役所の機能強化という

ことでやっていきたいというふうにおっしゃっていましたがけれども、どのようにしたら具体的にそういうことができるのかという部分ですね。例えば保健師さんを保健福祉センターのほうへ戻してやっていくというときには、やっぱり包括支援担当をやった連中たちを入れて、地域包括と区役所とがタイアップするとか、そこら辺のところとかもあると思いますので、そういうところを踏まえながら保健福祉センターがもう少し機能強化していただきたいと思うんです。

事務局

今おっしゃられましたことも頭に入れまして、そういう方向で取り組んでまいりたいというふうに思っております。